

高額療養費制度の自己負担限度額等の見直し（新旧比較表）

別添1

<平成26年12月以前>

70歳未満	区分	所得要件	限度額
	上位所得	旧ただし書所得 600万円超	150,000+ (総医療費-500,000)×1% <多数回該当:83,400>
	一般	旧ただし書所得 600万円以下	80,100+ (総医療費-267,000)×1% <多数回該当:44,400>
	低所得	住民税非課税	35,400 <多数回該当:24,600>

<平成27年1月以降>

所得要件	限度額
旧ただし書所得 901万円超	252,600+ (総医療費-842,000)×1% <多数回該当:140,100>
旧ただし書所得 600万円~901万円以下	167,400+ (総医療費-558,000)×1% <多数回該当:93,000>
旧ただし書所得 210万円~600万円以下	80,100+ (総医療費-267,000)×1% <多数回該当:44,400>
旧ただし書所得210万円以下	57,600 <多数回該当:44,400>
住民税非課税	35,400 <多数回該当:24,600>

70 ~ 74歳	区分	所得要件	窓口負担割合	外来	限度額
	現役並所得	課税所得 145万円以上	3割	44,400	80,100+ (総医療費-267,000)×1% <多数回該当:44,400>
	一般	課税所得 145万円未満(※1)	2割 (※3)	12,000	44,400
	低所得Ⅱ	住民税非課税		8,000	24,600
	低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)			15,000

所得要件	窓口負担割合	外来	限度額
現役並所得	3割	44,400	80,100+ (総医療費-267,000)×1% <多数回該当:44,400>
一般	2割 (※3)	12,000	44,400
低所得Ⅱ		8,000	24,600
低所得Ⅰ			15,000

- ※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。
- ※2 ※1に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
- ※3 特例措置対象被保険者の窓口負担割合は1割。

(注)75歳以上の所得区分、限度額に変更はない。